

(2) カントリーレポート

中国上海市高級人民法院知的財産権法廷裁判官 張 曉都

翻訳：俞 風雷

一、知的財産関連紛糾の処理に関する司法裁判所と行政機関との間の役割分担

中国の知的財産権関連諸法には、すべて知的財産権侵害の民事責任、行政責任と刑事責任を定めて、それに応じて知的財産権侵害案件が民事案件、行政案件、刑事案件に分けられて、知財権の民事案件と刑事案件は裁判所が受理し、知財行政案件は相応する行政機関が受理するために、中国知財保護においては司法と行政のルートを形成している。もちろん、当事者が行政機関の処罰決定に対して不服とする場合は、その行政処罰決定を裁判所へ行政訴訟を提出することができ、行政機関は知財行政案件の行政処罰に対して裁判所の司法審査を受け入れなければならない他に、行政機関は知財行政案件を処理する際、一般的に、知財権関連諸法には権利侵害に対し、行政機関は権利侵害者に対し直ちに権利侵害行為を停止するように命じることができる。当事者がこれに対して不服とする場合は、行政訴訟を提出することができ、行政機関は知財行政案件を処理する際、当事者の請求に応じて、損害賠償金額を仲裁することができるが、該当仲裁は行政機関の裁量行為に過ぎない、強制執行力を持たないので、当事者が後悔することができるが、行政機関の仲裁に対して行政訴訟を提出してはならない。

民事案件において告訴しないと受理しない原則に従い、知財権の民事違法行為が存在すれば、権利者が裁判所に民事訴訟を提出することができ、民事訴訟においては、主張者が挙証する為、挙証責任を当事者に課される。行政案件は関連行政機関の職権に従って調査処理するので、知財権利者が行政機関に行政違法行為を告発し、または法に反する手がかりを提供すべきである。知財権利者が行政機関へ知財権の権利侵害紛糾について処理を行うように申請することができ、但し前述したように、行政機関は直ちに権利侵害を停止する必要があるか否かについて決定することができるが、損害賠償金額について決定する権利がない。知財刑事案件は公訴案件と自訴案件に分けられる。公訴案件は公安機関から立案、偵察して、法に基づいて刑事責任を問うべき場合は、検察機関に公訴を提起するように要請する。社会と国家利益に深刻な危害に及ばない知財侵害犯罪に対し、被害者が直接裁判所に提訴することができる。当事者がすでに公安、検察機関に届けを出した場合、検察機関は起訴しないと決定した案件に対しては、被害者も裁判所に直接提訴することができる。

特許案件においては、『特許法』第 57 条の第 1 項に次のように定めた。特許権者の許諾を受けずにその特許を実施する、即ちその特許権を侵害し、紛糾を引き起こした場合、当事者が協議して解決する。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴えを提起することができ、また特許事務を管理する部門に処理を求めることもできる。特許事務を管理する部門が処理する時、権利侵害行為が成立すると認められた場合は、権利侵害者に即時権利侵害行為を停止するよう命じることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受け取った日から 15 日以内に、『中華人民共和国行

政訴訟法』に基づき、人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴えを提起せず、権利侵害行為も停止しない場合は、特許事務を管理する部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う特許事務を管理する部門は、当事者の請求に基づき、特許権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合当事者は、『中華人民共和國民事訴訟法』に基づき、人民法院に訴えを提起することができる。

第 58 条には、他人の特許を盗用した場合、法に基づき民事責任を負う以外に、特許事務を管理する部門が責任を持って是正を命じかつ公告を出し、違法所得を没収し、かつ違法所得の 3 倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合は、5 万元以下の罰金に処すことができ、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及すると定める。

第 59 条には、非特許製品を非特許製品と偽る、非特許方法を特許方法と偽った場合は、特許事務を管理する部門が責任を持って是正を命じかつ公告を出し、5 万元以下の罰金に処すことができると定める。

その他に、また『特許法の実施細則』第 79 条に、特許法第 57 条に規定するものを除き、特許事務を管理する部門は当事者の請求に応じ、以下の特許紛争について調停することもできなければならない。

- (1) 特許出願権及び特許権帰属の紛争
- (2) 発明者、考案者資格の紛争
- (3) 職務発明の発明者、考案者の奨励及び報酬の紛争
- (4) 発明特許を公開した後、特許権を付与する前に発明を使用し、且つ適切な費用を支払わない紛争

前項の第 4 に列挙する紛争について、特許権者が特許事務を管理する部門に調停を請求する場合は、特許権が付与された後に提出しなければならないと定める。

商標案件について、『商標法』第 53 条に、本法第 52 条に定める登録商標専用権を侵害する行為の一つがある場合、当事者の協議により解決する。協議しないか、又は協議が成立しない場合は、商標登録権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起でき、また工商行政管理部門に処理を請求することができる。工商行政管理部門が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造のために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。当事者は処理に不服があるときは、処理通知を受け取った日から 15 日以内に「中華人民共和國行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害人が期間内に訴訟を提起せず、かつ決定を履行しないときは、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を担当する工商行政管理部門は当事者の請求により、商標専用権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が不調の場合、当事者は「中華人民共和國行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。

第 54 条は、登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は法律より調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがある場合、直ちに司法機関移送し法により処理すると定める。

第 59 条は、商標登録者の許諾なしに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、当該行為が犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を

追求する。

他人の登録商標の標章を偽造し、無断で製造し、若しくはその偽造し、無断で製造した登録商標の標章を販売することで犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。

登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売することにより犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及すると定める。

その他に、『商標法実施条例』第 51 条に、登録商標の専用権の侵害について、何人も工商行政管理部門に提訴又は告発することができる」と規定する。

第 52 条に、登録商標の専用権を侵害する行為に対する罰金額は、不法所得の 3 倍以下とする。不法所得が算出しがたい場合、罰金額は 10 万元以下とすると定める。

著作権案件について、『著作権法』第 46 条次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。

- (一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を公表した場合
- (二) 共同著作者の許諾を得ずに他人と共同で創作した著作物を自ら単独で創作した著作物として公表した場合
- (三) 創作に参加せずに、個人の名誉と利益のために、他人の著作物に氏名を表示した場合
- (四) 他人の著作物を歪曲、改ざんした場合
- (五) 他人の著作物を盗用した場合
- (六) 著作権者の許諾を得ずに、展示、映画の撮影製作、及び映画の撮影製作に類する方法により著作物を使用し、又は翻案、翻訳、注釈等の方法により著作物を使用した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。
- (七) 他人の著作物を使用し、報酬を支払わねばならないにもかかわらず、それを支払わなかった場合
- (八) 映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の著作権者、或いは著作隣接権の許諾を得ずに、その著作物又は録音録画製品を貸与した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。
- (九) 出版者の許諾を得ずに、その出版された図書・定期刊行物のレイアウトデザインを使用した場合
- (十) 実演者の許諾を得ずに、現場から生放送又は現場の実演を公開中継した場合、或いはその実演を収録した場合
- (十一) 著作権及び著作隣接権にかかるその他の侵害行為

第 47 条で次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。同時に公共の利益を損害したものは、著作権行政管理部門がその権利侵害行為の停止を命じ違法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品を没収、破棄し、かつ罰金に処することができる。情状が深刻な場合には、著作権行政管理部門は、更に主に権利侵害にかかる複製品の制作に用いられた材料、工具、設備等を没収することもできる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任

を追及する。

- (一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、放映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。
- (二) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合
- (三) 実演者の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行し、或いは情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。
- (四) 録音録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音録画製品を複製、発行し、或いは情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。
- (五) 許諾を得ずにラジオ・テレビ番組を放送又は複製した場合。但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。
- (六) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、権利者がその著作物や録音録画製品等に採用している著作権又は著作隣接権を保護するための技術的措置を故意に回避し、或いは破壊した場合、但し法律・行政法規に別段の定めがある場合はこの限りでない。
- (七) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物や録音録画製品等の権利を管理するための電子情報を故意に削除或いは改変した場合、但し法律・行政法規に別段の定めがある場合はこの限りでない。
- (八) 他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合

その他に、『著作権法実施条例』第 36 条：著作権法第 47 条に掲げる権利侵害行為があると共に、社会公共利益を害する場合には、著作権行政管理部門は不法所得の 3 倍以下の罰金を課することができる。不法所得が算出しがたい場合には、10 万元以下の罰金を課することができる。

また、不正競争防止法、植物新品種保護条例と集積回路配置図設計保護条例などの中にもすべて前述したような類似する条文を設けている。

『刑法』の規定によると、知財犯罪は他人の登録商標詐称罪、詐称登録商標の商品販売罪、不法製造・販売不法製造の登録商標標識罪、特許詐称罪、著作権侵害罪、販売不法複製品罪と商業秘密侵害罪などの 7 種類犯罪を含む。その他に、刑法に定めた生産・販売劣悪商品罪と不法経営罪にも知的財産権犯罪に関連する。

二、裁判所において知的財産関連紛争を処理する裁判官の専門性の程度

中国『裁判官法』によると、裁判官職を就くものは大学の法律専攻卒業生あるいは大学の非法律専攻の卒業生が法律専門知識を持ち、且つ法律に関する仕事を満二年従事したものであるとしていて、その中には高級人民法院、最高人民法院裁判官職を就くものは、法律に関する仕事を満三年従事したものである。法律専攻の修士号、博士号を獲得したあるいは非法律専攻の修士号、博士号を取得したものが法律の専門知識を持ち、且つ法律に関する仕事を満一年従事したものであるとしていて、その中には高級人民法院、最高人民法院裁判官を担

当するものが、法律に関する仕事を満二年従事するべきである。『裁判官法』が施行する前に（2002年1月1日以前）裁判官が前述条件を備えない場合、育成訓練を受けるべき、具体的な方法は最高人民法院が制定するが、定められた学歴条件の適用に対して確かに困難がある場合、最高人民法院の審査を経て、一定の期限内に、裁判官の学歴条件を短大の法律専攻する卒業生に緩めることができる。

中国の法的には、知財権案件を担当する裁判官の適任資格について具体的な規定がなく、その資格は一般の裁判官の資格と同じものである。しかし知的財産権案件の専門性が強いいため、中国各級の裁判所は知財権裁判官の学歴条件を重視する同時に、知財権裁判官の専門知識の背景にも重視している。一部の知財裁判官は理工科の知識背景を持ち、大学の学部もしくは、大学院の理工科専攻でもある。現在法的には知財裁判官の専門知識背景或いは専門の知識背景を持つ裁判官の占める割合について一律的な規定が存在していない。

中国各地の裁判所は裁判官の育成訓練を重視していて、知財権裁判官の育成訓練にも例外でない。多くの裁判所は毎年具体的な養成計画があり、他の専門裁判官と比べて、知財権裁判官が外国へ研修、考察機会は相対的に多い。しかしながら、これらの育成訓練、研修が主に知財権関連法を学ぶもので、理工科専門知識に関するものが少ないである。

『民事訴訟法』第72条により、裁判所は専門性問題について鑑定が必要とする場合、法定鑑定部門に渡して鑑定を行うべきである。法定鑑定部門がない場合は、人民法院の指定する鑑定部門に鑑定する。知財権案件が専門技術問題に関連するので、専門技術問題に対する裁判官の知識不足を補うために、専門技術問題について、裁判所は相応する技術鑑定部門を依頼して鑑定を行うことができる。もちろん、鑑定材料は当事者の検証を受け、鑑定結論も当事者の検証を受けるほかに、鑑定員が法廷に出頭して当事者の質問に答えなければならない。鑑定員が特殊な原因のため法廷に出頭できない際、裁判所の許可得て、書面で当事者の質問を返答することができる。案件の具体的な状況によって、時には、裁判所は具体的な技術問題を技術専門家に依頼して意見を問合せすることができ、開廷する時、双方の当事者から技術専門家が出した諮問意見に対して検証し、または技術的専門家が法廷に出頭して双方当事者の質問に返答させることもできる。

2002年4月1日から施行された最高人民法院「民事訴訟における証拠に関する若干規定」では「専門家証人」制度を確立した。「民事訴訟における証拠に関する若干規定」第61条によると、当事者は裁判所に1~2名の専門知識を持つ人員が法廷に出頭して案件の専門性問題について説明を要請することができる。裁判官と当事者が出廷する専門知識を持つ人員に対して質問することができ、当事者が各自に招聘した専門知識を持つ人員が案件の関連問題についてお互い質問することもできる。鑑定員が出廷する際に、専門の知識を持つ人員は鑑定員に対して質問を行うことができる。知財権案件の当事者が前述規定に基づき、関連する専門家証人を招聘し、法廷で関連専門技術問題を説明させる。実際の審理においては、ある裁判所は双方当事者がそれぞれ専門家証人を招聘する場合、裁判所はさらに中立にたつ専門家証人を招聘して、裁判官に、専門性技術問題の理解を深めるために役立つ。

その他に、具体的な司法実務において、専門性が強い知的財産権案件に対して、時には裁判所が技術専門家を招聘して陪審員として、裁判官と合議廷を構成し、直接に案件の審理を参加する。

三、司法裁判所において知的財産関連訴訟の訴訟代理人となる者の専門性の程度

『民事訴訟法』第58条によると、案件の当事者が1~2人を訴訟代理人として依頼することができる。弁護士、当事者の近親族、関連社会団体あるいは所属組織から推薦した者、人民法院の許可したその他の公民は、すべて訴訟代理人として依頼されることができる。従って、中国では、訴訟に参加する代理人は、弁護士と一般市民の二つ類別に分けられている。

『弁護士法』第六条によると、大学の法律専攻学士以上の学歴を持つ者、あるいは大学のその他の専門の学士以上の学歴を持ち、且つ法律の専門知識を有する者が、国家司法考試を合格して、弁護士執業資格を得ることができる。前述した法定学歴条件の適用に対して確かに困難がある地方において、最高人民法院の審査を経て、一定の期限内に、裁判官の学歴条件を短大の法律専攻する卒業生に緩めることができる。法的には知的財産権案件の訴訟代理弁護士に特別な条件が定めてないため、弁護士の執業許可があれば、当事者の依頼を受け、すべての弁護士が当事者の代理人として知財案件の訴訟に参加することができる。現状から見ると、中国には徐々に、いくつか専門性がある主に知財権案件を代理する弁護士事務所、又は知財権案件を主に代理する弁護士が現れたが、全体的に、中国の弁護士事務所の専門分業はまだ明確にしてないので、弁護士の専門分業が明確でない。

弁護士職業の魅力により、一部の理工科専門の大学生が司法試験を受けて弁護士執業資格を得て、弁護士の仲間に入った。これらの理工科知識背景を有する弁護士は知財権案件の訴訟代理人になる可能性があるが、しかし現在具体的な統計データ資料が存在しない。通常には、理工科の知識背景を有する弁護士は知財案件を代理する願望が更に強いはずである。

特許案件は、司法実務において、弁理士は往々当事者の代理人として訴訟に参加する。弁理士の代理は公民代理と釈明すべき、公民代理の中に比較的特殊な一種である。『特許代理条例』の規定により、大学の理工科専門の卒業生（あるいは同等な学歴を持つ者）が、国家知的財産権局の弁理士資格試験を受けて、「弁理士資格証明書」を得られる。そのため、弁理士はすべて特定の専門知識があつて、訴訟代理人として特許案件訴訟に参加することは、関連する技術問題を明らかにするに対して良い役割を果たす。

技術問題に関連する際、会社の技術者も公民代理人の身分として案件の訴訟に参加することができるので、これらの代理人は案件とかわる技術の研究開発に参与する技術者であるの可能性もある。

四、司法裁判所における知的財産権関連訴訟の民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟の割合

1998年~2004年、全国の人民法院が結審した知財権民事案件の一審案件は38,228件、結審した知的財産権刑事案件の一審案件（劣悪商品販売罪および不法経営罪の中に知的財産権犯罪に関連するものを含まない）は2,057件である。1987年以来、全国の人民法院がすべて結審した知財権行政一審案件は1,654件、その中には主に特許権の再審案件、特許権無効案件又は商標権の再審案件、商標権の取消案件である。

2004年、全国の人民法院がすべて結審した知財権民事案件の一審案件は8,332件、結審

した知的財産権刑事案件の一審案件（劣悪商品販売罪および不法経営罪の中に知的財産権犯罪に関連するものを含まない）は385件、結審した知財権の行政一審案件は549件である。2004年に全国の裁判所が結審した知財権の民事一審案件、刑事一審案件と行政一審案件のそれぞれ占める割合は、89.92%、4.15%と5.92%である。

その他、2004年末まで、全国各地の特許管理部門はすべて特許紛糾案件12,058件を受理し、10,411件審決を下して、審決率は86.3%に達する。2004年に特許権紛糾案件1,455件を受理し、1,215件の審決を下した、特許詐称案件3,965件を調査・処分し、他人の特許を偽称する案件358件を調査・処分した。

2001年～2004年、全国各地の工商行政管理部門が各級の商標違法案件、合計16.96万件を調査、処分し、その中に商標の一般違法案件は5.66万件、商標権偽称案件は11.3万件である。2004年に各級の商標違法案件51,851件を調査、処分し、その中に商標の一般違法案件11,680件、商標権偽称案件40,171件である。

不完全な統計によると、1995年～2004年、各地の版權行政管理部门は権利侵害案件51,368件を受理して、49,983件審決を下した。2004年に権利侵害案件9,691件を受理して、9,499件の審決を下した。

2001年から、国家は12の省市を選んで植物新品種保護の法的執行モデル地域として始め、そして一步一步全国的に展開する。2004年末まで、全国的に17の省（自治区、直轄市）には農業植物新品種の権利侵害と偽称案件863件を調査、処分した。

五、司法裁判所における知的財産関連訴訟において争われる各知的財産権の割合

1985年～2004年、全国の地方裁判所が受理した各種の一審知財民事案件は69,636件である。その中に特許案件18,654件、著作権案件14,708件、商標権案件6,629件、技術契約案件21,277件、その他の知財案件（植物新品種案件を含む）8,368件である。特許案件、著作権案件、商標権案件、技術契約案件およびその他の知財案件（植物新品種案件を含む）の占める割合はそれぞれ26.79%、21.12%、9.52%、30.55%、12.02%である。

2003年、全国の裁判所が受理した知財民事一審案件は6,983件である。その中、特許案件2,110件、著作権案件2,493件、商標権案件926件、技術契約案件1,105件、植物新品種案件100件、その他の知財案件249件である。特許案件、著作権案件、商標権案件、技術契約案件、植物新品種案件とその他の知財案件の占める割合はそれぞれ30.22%、35.70%、13.26%、15.82%、1.43%、3.57%である。

2003年、全国の裁判所が受理した知財民事二審案件は2,237件である。知財民事再審案件51件を受理した。

2004年、全国的に受理した知財民事一審案件は9,329件である。その中に特許権案件2,549件、著作権案件4,264件、商標権案件1,325件、技術契約案件630件、植物新品種案件172件、その他の知財案件383件。特許案件、著作権案件、商標案件、技術契約案件、植物新品種案件とその他の知財案件との占める割合はそれぞれ27.32%、45.71%、14.20%、6.75%、1.84%、4.11%である。

2004年、全国の裁判所が受理した知財権民事二審案件と再審案件は合計2876件である。

2004年に全国の裁判所が受理した知財権侵害犯罪案件は合計387件である。その中に商

標犯罪が 82.94% を占め、商業秘密侵害犯罪が 13.43% を占める。2004 年に全国の裁判所が結審した劣悪商品製造、販売案件は 932 件、結審した不法経営案件 1,434 件で、この二種類犯罪に大部分は知財権侵害犯罪に属する。

2004 年に全国の裁判所が受理した知財行政一審案件は 526 件、その中に特許案件、著作権案件、商標案件、技術契約案件、植物新品種案件とその他の知財権案件との占める割合はそれぞれ 71.67%、26.81%、1.52% である。

六、司法裁判所において損害賠償を認定する場合の賠償額の認定手法

知的財産権侵害の損害賠償額の確定には、まず権利者の権利侵害により受けた損失又は権利侵害者が権利侵害によって獲得した利益に基づき確定する。権利侵害を受けた人の損失又は権利侵害者が獲得した利益を確定することが難しい場合は、特許権侵害案件において特許許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定することができる以外、裁判所は直接的に権利侵害行為の性質及び情状によって 50 万元以下の賠償額を下すことができる。不法行為を制止するために支払った合理的な費用および国の関係部門の規定に合致する弁護士費用をも侵害者に負担させることができる。

権利者の損失あるいは権利侵害者の利益の具体的な計算は、当事者が提供する証拠によって計算する。関連しているのは販売契約、財務の資料などを含めて証拠が非常に多い、当事者が共同の認識に達することができなくて、しかも裁判官が権利者の損失あるいは権利侵害者の利益を確定しにくい時に、監査機関に依頼して監査を行い、権利者の具体的な損失或いは侵害者の具体的な利益の確定に助ける。

(一) 法律、司法解釈には特許権侵害に対して損害賠償額の確定に関する規定

特許法第 60 条に特許権侵害の賠償金額は、権利者の権利侵害により受けた損失又は権利侵害者が権利侵害によって獲得した利益に基づき確定する。権利侵害を受けた人の損失又は権利侵害者が獲得した利益を確定することが難しい場合は、当該特許許諾使用料の倍数を参照し、合理的に確定すると定める。

最高人民法院「特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」第 20 条には、人民法院が特許法第 57 条第 1 項の規定に従って権利侵害者の賠償責任を追及する場合、権利者の請求によって、権利者の権利が侵害された損害額或いは権利侵害者が権利侵害によって取得した利益額に基づき賠償金額を確定することができる。

権利者の権利が侵害された損害は、権利侵害により減少した特許権者の特許製品の販売総数と特許製品の合理的な利潤との積により計算する。権利者の減少した販売総数の確定が難しい場合、権利侵害製品の市場販売総数と特許製品の合理的利潤との積を、権利者の権利が侵害されて受けた損害とみなすことができる。

権利侵害者が権利侵害によって取得した利益は、当該権利侵害製品の市場販売総数と権利侵害製品の合理的な利潤との積により計算する。権利侵害者が権利侵害により取得した利益は、一般に権利侵害者の営業利潤により計算し、完全に権利侵害を業とする権利侵害者に対しては、販売利潤により計算できると規定する。

第 21 条には、被害者の損害又は侵害者の利益を確定することが難しく、特許許諾使用料を参照できる場合は、人民法院は特許権の種類、権利侵害者の権利侵害の性質及び情状、

特許許諾使用料の金額、当該特許許諾の性質、範囲、時間などの要素を考慮し、当該特許許諾使用料の1倍から3倍を参照して合理的に賠償金額を確定することができる。特許許諾使用料の参考ができない場合、又は特許許諾使用料が明らかに合理的でない場合、人民法院は特許権の種類、権利侵害者の権利侵害の性質及び情状などの要素に基づいて、一般に人民幣元5000元以上30万元以下の範囲内で賠償金額を確定することができるが、最大でも人民幣元50万元を超過してはならないと定める。

第22条には、人民法院は権利者の請求及び具体的な案件の状況に基づいて、権利者が権利侵害行為を調査、制止する際に支払った合理的な費用を、賠償金額範囲内に算入することができる」と規定する。

(二) 法律、司法解釈には商標権侵害に対して損害賠償額の確定に関する規定

『商標法』第五十六条には、商標専用権侵害の損害賠償額は、侵害者が侵害した期間に侵害により得た利益又は被侵害者が侵害された期間に侵害により受けた損失とし、被侵害者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含む。

前項にいう侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害により受けた損失を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状により50万元以下の損害賠償を命ずると定める。

最高人民法院の「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第13条に、人民法院が商標法第56条第1項の規定に基づき、権利侵害者の賠償責任を決定する際には、権利者が選択した算出方法に基づいて賠償額を算出することができる。

第14条に、商標法第56条第1項に規定する侵害により取得した利益は、侵害商品の販売量に当該商品の単位利益を乗じて算出することができる。当該商品の単位利益が明らかでない場合は、登録商標商品の単位利益に基づいて算出する。

第15条に、商標法第56条第1項に規定する侵害により被った損失は、侵害により生じた権利者の商品の販売減少量または侵害商品の販売量に当該登録商標商品の単位利益を乗じて算出することができる。

第16条に、権利侵害者が侵害により取得した利益または被侵害者が侵害を被ったことにより受けた損失が確定できない場合は、人民法院は当事者の請求に基づきまたは職権によって、商標法第56条第2項の規定を適用して賠償額を決定する。

人民法院が賠償額を決定する際には、侵害行為の性質、期間、結果、商標の名誉、商標使用許諾費用の金額、商標使用許諾の種類、時間、範囲および侵害行為を制止するための合理的支出等要素を総合的に考慮して決定しなければならない。

当事者は本条第一項の規定に照らして賠償額に合意した場合には、それを尊重しなければならない。

第17条に、商標法第56条第1項に規定する侵害行為を制止するために支払う合理的支出には、権利者または委託代理人の侵害行為に対する調査、証拠取得を行う合理的費用を含む。

人民法院は当事者の訴訟請求および案件の具体的状況に基づいて、国の関係部門の規定に合致する弁護士費用を賠償範囲に算入することができる」と定める。

(三) 法律、司法解釈には著作権侵害に対して損害賠償額の確定に関する規定

『著作権法』第48条に、著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者

の実質的損失に基づいて損害賠償しなければならない。実質的損失の算出が困難であるときは、権利侵害者の違法所得に応じて損害賠償を行うことができる。賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるものとする。

権利者の実質的損失又は権利侵害者の違法所得を確定することができないときは、人民法院が侵害行為の情状により 50 万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下すと定める。

最高人民法院の「著作権民事紛争案件の審理における法律適用についての若干問題に関する解釈」第 24 条に、権利者の実質的損失は、侵害により生じた権利者の複製品の発行数減少量または侵害商品の販売量に当該権利複製品の単位利益を乗じて算出することができる。発行数の減少量の算出が困難であるときは、権利侵害複製品の市場の販売れ高によって確定する。

第 25 条に、権利者の実質的な損害または侵害者の違法収入を確定できない場合は、人民法院が当事者の申請によりあるいは職権に従って著作権法の第 48 条第 2 項を適用して賠償額を確定する。

人民法院は賠償額を確定する時、作品のタイプ、合理的な使用料、権利侵害行為の性質、後の影響など情状を総合的に考慮して確定すべきである。

当事者が第 1 項の規定によって賠償額を合意に達した場合、許可すべきである。

第 26 条に、著作権法の第 48 条 1 項の規定により、権利侵害行為を制止するために支払った合理的費用は、権利者あるいは委託代理人が権利侵害行為に対して調査、証拠調べの合理的な費用を含む。

人民法院は当事者の訴訟請求および案件の具体的情況に基づいて、国の関係部門の規定に合致する弁護士費用を賠償範囲に算入することができる」と規定する。

また、『不当競争防止法』及び『植物新品種保護条例』も類似な規定を設けている。

七、司法裁判所における知的財産権の有効性判断の可否とその効果

中国では、特許権は国家知識財産権局に授与されている。特許権付与を公告した日から、如何なる単位又は個人も当該特許権の付与が特許法の関係規定に符合していないことを認めた場合、特許再審委員会に当該特許権の無効を宣告するように請求することができる。特許再審委員会の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に、北京市第一中級人民法院に行政訴訟を提起することができ、人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。北京市第一中級人民法院の判決結果に不服する場合、北京市高級人民法院へ上訴することができるが、北京市高級人民法院の判決は最終判決である。

特許権侵害の民事訴訟において、法院は事件に関わる特許権の有効性を直接的に審査する権利がない。

最高人民法院の司法解釈により、実用新案、意匠特許権侵害紛争事件において、被告が訴訟を中止することを要求すれば、被告は答弁期間以内に原告の特許権について無効宣告の請求を提出しなければならない。被告は答弁期間以内で、該当特許権が無効宣告請求を提出した際、法院は訴訟を中止すべきである。但し、被告が提供した証拠は、その使用し

ている技術が既に公知されたものであると証明されれば、法院は事件審理を中止しなくても良い。被告は答弁期間以後に、原告の特許権に対して無効宣告請求を提出し、しかも原告の発明特許権が無効宣告とされた場合、法院は民事訴訟法に基づいて、事件の審理も中止することができるが、審理中止に満たす条件は更に厳格的なものになる。

人民法院は特許権侵害訴訟において、同時に特許権の有効性を審査できないので、判決結果の公正且つ合理化するために、中国の法院は実際に二つの方法を採用している。第一は、もし特許権は無効宣告される可能性が確かに存在するのであれば、被告が既に特許復審委員会へ、事件に関わる特許権が無効宣告請求を提出した場合、法院は被告の申請により、事件審理を中止して、特許権有効性の無効宣告手続きの確定後、乃至はその後の行政審判手続きも認定された後に、特許権侵害行為が存在しているかどうかを判断する。第二は、被告はその訴えられた侵害行為に使用したのは公知技術であることを理由として、権利侵害にはならないと抗弁することができる。前述した最高人民法院の司法解釈には、実用新案特許侵害について、間接に公知技術の抗弁原則が承認されたのである。司法実践において、発明特許侵害紛争事件に対しても、公知技術の抗弁も認められている。意匠特許権侵害に対して、同様に公知技術の抗弁も認められている。もちろん、いかに具体的に公知技術の抗弁原則を適用するかは、まだ検討中である。

1995年3月24日、北京市高級人民法院は、李光が首都鉄鋼重型機械会社を起訴した特許権侵害紛争事件について下った判決は、公知技術の抗弁原則が適用される一つの典型的な判例である。この事件の具体的な内容は次の通りである。1990年11月5日、李光は旗竿という名前の実用新案特許を中国特許局に出願し、また、1991年8月21日に特許権が授与された。当該特許の権利要求は次の通りである。「1種の旗竿は、竿本体、滑車と旗縄で構成され、その特徴としては、竿本体は中空のもので、空洞は下空気室、中空気室と上空気室に分けられ、竿本体に旗が揚げられる一側で幾つの旗掲げのための排気穴と旗掛けのための排気穴を空けられ、竿本体の下部には、それぞれ三つの空気室へ通気管が装備されていて、且つ、空気源と接続されている。」首都鉄鋼親会社重型機械会社（以下は機械会社という）が製作した旗吹くはためき装置は、旗竿、旗、小旗竿、定滑車、昇降縄、送風機で構成され、その主旗竿の頂部には、球形旗冠の装飾物に取り付けられている中空の旗竿の上部には、扁形送風穴が設置され、下部には通気穴が設置される、主旗竿の上部の側面には、定滑車が装備される、主旗竿の上部と旗掲げの適切な個所で、6列12個の不对称の扁穴錐形送風ノズルが等距離に取り付けられ、且つ、主旗竿の風吹き穴内に嵌め込まれる。送風機の空気出口と主旗竿の通気口は、フランジをもつホースで接続され、送風機の通気口には風量調節弁が設置され、主旗竿の底部が基礎に固定され、送風機が土台に固定される。機械会社は他人が1987年1月14日に満期された“風吹き式旗竿”の実用新案特許の説明書を提供した。当該特許出願説明書には、1種の静風時の旗はためき装置を説明し、それは旗、中空旗竿、土台、送風機から組成され、風がなく、或いは微風が吹いた際、送風機を始動させ、空気が中空旗竿のパイプに沿って中空旗竿に旗が掛けられている位置に上昇され、また、その旗竿上の垂直している2列の小穴から排出され、比較的強い気流で旗がはためくように吹き働かせる。

北京市高級人民法院は次のように考えた。李光の“旗竿”という特許技術方案には、1種の中空旗竿、滑車、旗縄で構成され、空気源を利用して空気が送風パイプ3本に沿って

それぞれ旗竿本体内部の3つの空気室に送られ、且つ、旗竿本体の旗掲げの一側に開かれた若干の排気穴によって旗が吹きはためられる装置である。機械会社が製作した“旗竿”も、中空旗竿、滑車、旗縄で構成され、その作動原理としては、空気源を利用して空気が送風パイプ1本に沿ってそれぞれ旗竿本体内部の一つの空気室に送られ、且つ、旗竿本体の旗掲げの一側に開かれた空気送出装置によって旗が吹きはためられる装置である。二者の根本的な区別は、李光の特許技術方案において、旗竿内で3つの空気室が有されるのに対して、機械会社の技術において、その旗竿内で僅か一つの空気室が有されることにある。李光はその特許技術の中で明確に保護が要求されるのが、3空気室の旗竿だけである。それに対して、単空気室の“風吹き式旗竿”の実用新案特許が、既に1987年1月14日に満期され、李光の特許技術出願の前にすでに公有技術があるため、判決では一審法院の特許権侵害が成立しない判決を維持する。

特許権と同様で、中国法院は商標権侵害の民事訴訟手続きにおいて、事件に関わる商標権の有効性を審査する権利がなく、商標権が有効であるだけと仮定する。当事者は事件に関わる商標権の有効性に対して異議があれば、中国商標法の規定に基づいて、当事者は該当登録商標の取り消しについて商標評定審査委員会に申請することができる。商標評定審査委員会によって登録商標の維持又は取り消しの裁定がされた後、当事者は商標評定審査委員会の裁定に不服なら、30日以内で北京市第一中級人民法院に行政訴訟を提出することができ、法院は商標裁定手続きを行った相手当事者に通知して第三者として訴訟に参加する。北京市第一中級人民法院の判決結果に不服する場合、北京市高級人民法院に上訴することができ、北京市高級人民法院の判決は最終審判決である。

著作権は作品の創作が完了された際に、法により自動に生じられ、国家行政主管機関によって審査・授与されて生じたものではないので、著作権侵害の民事手続きにおいて、双方当事者は事件に関わる作品が作物になるかどうか、著作権を有するかどうかについて異議があれば、法院はこれに対して認定する権利を有する。法院は著作権の侵害行為が存在していると認定するため、その前提は事件に関わる作品の著作権の有効性が確認できるのである。

八、司法裁判所において商標の類似性が争われる場合の判断手法

商標民事紛争事件において、最高人民法院の「商標民事紛争案件の審理において法律の適用の若干問題に関する解釈」に基づき、商標の類似とは、権利を侵害されたとして訴えられた商標と原告の登録商標を比較して、その文字の形、発音、意味または図形の構造及び色彩、または各要素を組み合わせた後の全体構造が類似であり、またはその立体形状、色彩組み合わせが類似で、関係公衆に商品の出所を誤認させる、またはその出所が原告の登録商標の商品と特定の関係を持つと誤認させる場合をいう。

前述した司法解釈の規定に従い、商標の同一または類似を認定する場合は次の原則に照らして行うものとする。

- (一) 関係公衆の一般的な注意力を基準とする。
- (二) 商標の全体を対比するほか、商標の主要部分の対比も行わなければならない、対比は対比する対象を隔離した状態でそれぞれ行わなければならない。

(三) 商標が類似か否かの判断は、保護を求める登録商標の顕著性および知名度を考慮する。関連公衆の一般的な注意力を基準とすること、

関連公衆とは、商標に標識された商品類別又はサービスと関連する消費者及び前述した商品又はサービスの経営販売と密接な関係を持つその他の経営者と指す。

周大福宝石金店会社は、上海愛糸黛拉宝石会社を商標権侵害紛争案件[(2002)沪高民三(知)終字第125号] 商標が類似であるかどうかの判例である。周大福宝石金店会社(以下は周大福会社という)は、“周大福”という文字商標に対して商標権を有し、当該商標の字体が中国の手書き字体であり、確定された使用商品の類別は、第14類の貴金属・宝石などである。上海愛糸黛拉宝石会社(以下は上海愛糸黛拉会社という)の経営範囲は宝石(黄金を含まない)腕時計などである。愛糸黛拉会社は他の人と「商標使用許可契約」が締結し、第14類の商品において“周大金”という商標の使用許可をもらった。“周大金”は組合商標で、図案、文字と漢語表音という三つの部分で構成される。図案部分の中間には、外輪郭がダイヤモンド形の中国語美術書体の“金”であり、外部には着色された円形で囲まれ、円形の外には対称する花飾りの図案が有する。図案の下には文字部分で、文字は“周大金”という中国語の手書き字体である。文字の下方は漢語表音部分で、大文字ローマ字“ZHOU DA JIN”を使用し、各文字と表音字の間に間隔がある。愛糸黛拉会社はその売場の内装、包装袋と宣伝資料には、すべて“周大金”の組合商標を使用した。

一審で法院は次のように考えた。もし普通の消費者はそれぞれ文字商標と図文組合商標を見れば、文字抽象符号と図文組合の具象符号に対してまったく異なる視覚感が生じ、この視覚上の反差によって、消費者は原告と被告の商標に対して混同が生じやしくないと認識する。したがって、全体構造から判断すれば、2つの商標は類似が構成されない。たとえ2つの商標が全体として混同しやすくないとしても、人々の記憶と閲読の習慣により、“周大金”という組合商標における主体部分は、“周大金”の文字部分であるので、“周大福”と“周大金”の文字部分について比較する必要がある。商標には顕著性を備えるべき、人々の識別記憶能力から分析すると、文字商標の字数が少ないほど、その顕著性が強くなる。しかし、もし文字が変化されれば、文字商標の字数が少ないほど、消費者が変化された前後の文字を容易に区別できる。本案件の2つの商標権においては、三つの文字で構成され、その中のいずれかの字が変更されると、すべて商標文字が全体として比較的大いに変化され、且つ、本案件の商標には変更された文字が、音、形、意味上すべて明らかに変化したので、2つの商標の文字部分は全体として類似が構成されると認定しがたく、権利侵害には成立しない。

二審で法院は次のように考えた。“周大福”という三つ文字と“周大金”という三つ文字は、すべて中国語の手書き字体であるが、“福”と“金”は、字形、読音と意味において、すべて明らかな差が存在しているので、“周大福”という三つ文字と“周大金”という三つ文字は、第14類商品を標識するための符号として、明らかに差異も存在されている。そして、消費者は価格が相対に比較的高い宝石を購入するときは、商標への注意程度が相対的にもすこし高いはずである。商品商標の基本的な機能は、商品の出所を標識することであり、“周大福”という商標は一定の知名度を考慮するとしても、消費者はこれによって“周大金”という三つ文字が貼り付けられている宝石細工と“周大福”という三つ文字が貼り付けられている宝石細工の出所を混同する可能性がある」と認定されることができないの

で、商標とする“周大金”という三つ文字と“周大福”という三つ文字は類似にはならない。同一又は類似の商品には使用する2つの商標によって、消費者はこの2つの商標を採用した商品が、出所において親子会社の関係のような特定関係が存在すると誤認しやすく、商品の出所を混同させるとすれば、この2つの商標は類似商標であると認定されることができる。しかし、消費者は、“周大金” 宝石細工を経営販売する会社と“周大福” 宝石細工を経営販売する会社とが、いわゆる親子会社関係のような特定関係が存在している可能性が考えられないので、“周大金”と“周大福”で標識された商品の出所を混同させることができない。故に原判決を維持する判決を下した。

九、司法裁判所における知的財産権の保護について注目されている問題

2000年から、中国は次々と『特許法』(2001年7月施行)、『商標法』(2001年12月施行)、『著作権法』(2001年10月施行)、『コンピュータソフトウェア保護条例』(2002年1月施行)と『知的所有権税関保護が条例』(2004年3月施行)を改正して、『特許法実施細則』(2001年7月施行)を改正し、新しい『商標法実施条例』(2002年9月施行)、『著作権法実施条例』(2002年9月施行)、『集積回路配置図設計保護条例』(2001年10月施行)と『技術輸出入管理条例』(2002年1月施行)を公布した。

改正後の特許法、商標法及び著作権法を正しく理解し、知的所有権の司法の保護を強化するために、最高人民法院は「登録商標権に対して財産保全の人民法院解釈」(2001年1月21日施行)、「最高人民法院の訴訟前に特許権侵害行為差止めの法律適用問題に関する若干規定」(2001年7月1日施行)、「特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」(2001年7月1日施行)、「インターネット・ドメイン名に関連する民事紛争事件の審理における関連法律の適用に関する若干問題についての解釈」(2001年7月24日施行)、「訴訟前の登録商標専用権侵害行為の停止と証拠保全に適用する法律問題に関する最高人民法院解釈」(2002年1月22日施行)、「商標案件の審理と法律適用範囲に関する問題の最高人民法院解釈」(2002年1月21日施行)、「商標案件の審理と法律適用範囲に関する問題の最高人民法院解釈」(2002年10月16日施行)、「著作権の民事紛争の事件を審理するに関して法律の若干の問題の説明を適用できる」(2002年10月15日施行)、「最高人民法院のコンピュータ・ネットワーク上の著作権紛争案件の審理における法律適用についての若干の問題に関する解釈」(2000年12月21日施行、2003年12月23日に改正)、「植物新品種に関連する紛争事件審理の法律適用における若干問題の解釈」(2001年2月14日施行)、「最高人民法院集積回路配置図設計に及ぶ案件の審判業務の展開に関する通達」(2001年10月30日に最高人民法院審判委員会で採択)、「最高人民法院の技術契約紛争事件審理の法律適用における若干の問題に関する解釈」(2005年1月1日施行)、最高人民法院、最高人民検察院「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」(2004年12月22日施行)、または部分的に知的財産権犯罪事件、主に商標権侵害犯罪事件について、最高人民法院、最高人民検察院「偽造悪質商品刑事事件処理に係る関連法律の具体的適用に関する若干問題についての解釈」(2001年4月10日施行)などを次々と制定した。

現在、最高人民法院は制定している司法解釈と指導性意見が以下である。「商標と商号の

権利衝突に関連する民事紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」、「MTV（ミュージック TV）関連著作権の民事紛争案件審理への法律適用の若干の問題に関する解釈」、「不正競争民事案件の審理における法律適用の若干の問題に関する意見」、「植物新品種の権利侵害紛争案件の審理に関する意見」、「植物新品種の権利紛争事件の審理に関する指導意見」など。その他に、特許権紛争民事事件の具体的な状況によって、もっぱら特許の権利侵害の問題を対応して、「特許権紛争案件の若干問題に関する規定」という司法解釈の草案を検討中である。

また、中国特許法の第三回改正の準備作業はすでにスタートした。現在、国家知識産権局が関係専門家を集めて、特許出願手続きの合理化、発明と実用新案特許の新規性基準と進歩性基準、既存技術の定義と新規性存続期間、授与特許権の範囲、生物遺伝資源の出所の公表、意匠特許の授与基準、特許権侵害の判断基準、間接侵害、特許の行政執行、統一の特許或いは知的財産権上訴裁判所の設立などの問題を研究している。

十、司法裁判所において日本の企業や個人が当事者となる場合の留意事項

（一）訴訟代理人の依頼

知的財産権法は地域性を持つので、日本の法人又は個人が中国法律に基づいて所属する知的財産権が中国で侵害されて、中国の法院に提訴する場合、中国の法院が中国の知的財産権関連諸法を適用している。勿論、『民法通則』の規定に基づいて、中国が締結した或いは加盟した国際条約は中国の民事法律規定と抵触する場合、国際条約の規定を適用するが、中国の保留条項を除外する。したがって、通常の場合は、当事者が中国の知的財産権法律を熟知している方、特に知的財産権の訴訟経験を持つ弁護士に依頼すべきである。

『民事訴訟法』の規定により、外国人、無国籍者、外国企業及び組織は、人民法院での起訴、応訴において、弁護士を依頼して訴訟を代理する必要がある際に、中国の弁護士を依頼しなければならない。中国国内に住所がない外国人、無国籍者、外国企業及び組織が、中国の弁護士又はその他の人に依頼して訴訟を代行する場合、中国領土外から送付した授權委託書は、所在国の公証機関の証明が必要とし、且つ、当該国の中国大使館または領事館によって認証されて、或いは中国と該当国との間に締結した関連条約に定められた証明手続きが履行された後に、効力を生じる。

（二）訴訟受理法院の確定

知的財産権の民事紛争が生じた時、法院へ起訴して解決させる必要がある場合、まず、訴訟を受理する法院が確定される。訴訟を受理法院は、そのクラス・レベル管轄と地域管轄という2つの面から確定される。クラス・レベル管轄について、特許紛争の第一審事件は、各省、自治区、直轄市の人民政府の所在地の中級人民法院と最高人民法院が指定した中級人民法院によって管轄される。商標民事紛争の第一審事件は、中級以上の人民法院によって管轄される。各高級人民法院は、本管轄区の実情により、最高人民法院の承認を経て、比較的大きな都市である1~2箇所の地方人民法院を、第一審の商標民事紛争事件の受理法院に指定することができる。著作権の民事紛争事件は、中級以上の人民法院によって管轄される。各高級人民法院は、本管轄区の実情により、若干の地方人民法院を指定し、第一審の著作権の民事紛争事件を管轄することができる。

地域管轄について、特許の民事事件において、最高人民法院の「特許紛争案件審理の法

律適用問題についての若干規定」の第5条には、次のように規定する。

特許権侵害行為による訴訟は、権利侵害行為地又は被告住所所在地の人民法院が管轄する。

権利侵害行為地には、特許権、実用新案権の侵害を訴えられる製品の製造、使用、販売許諾、販売、輸入などの行為の実施地、特許方法使用行為の実施地、当該特許方法により直接取得した製品の使用、販売許諾、販売、輸入などの行為の実施地、意匠権製品の製造、販売、輸入などの行為の実施地、他人特許の詐称行為の実施地、上記権利侵害行為の権利侵害による結果の発生地が含まれる。

この司法解釈の第6条は次の通り規定している。

原告が権利侵害製品の製造者のみに対して訴えを起し、販売者を訴えず、権利侵害製品の製造地と販売地が一致しない場合、製造地の人民法院が管轄権を有するものとする。製造者と販売者を共同被告として訴える場合、販売地の人民法院が管轄権を有するものとする。

販売者が製造者の分化機関であり、原告が販売地で権利侵害製品の製造者の製造若しくは販売行為を訴える場合、販売地の人民法院が管轄権を有するものとする。

また、最高人民法院の「訴訟前に特許権侵害行為差止めの法律適用問題に関する若干規定」の第2条には、次の通り規定する。

訴訟前の特許権侵害行為差止めの申立は特許権侵害事件の管轄権を有する人民法院に提出しなければならない。

それと同時に、この司法解釈の第13条に次のように規定する。申立人は提訴しない又は申立の過ちによって被申立人に損失を与える場合には、被申立人は管轄権を有する人民法院に提訴し申立人に賠償を請求することができる。特許権者又は利害関係人が提起した特許権侵害訴訟に損害賠償を請求してもよい。人民法院は合わせて処理することができる。

特許権侵害の訴訟前の証拠保全事件の管轄法院も、上記の規定により確定されるべきである。

商標民事事件について、最高人民法院の「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」の第六条は次の通り規定する。

登録商標専用権が侵害されたとして提起した民事訴訟は、侵害行為の実施地、侵害品の貯蔵地または封印・差押地、被告住所地の人民法院により管轄する。侵害品の貯蔵地とは、大量または経常的に侵害商品を貯蔵する場所を指し、封印差押地とは税関、工商などの行政機関が法律に基づき侵害商品を封印、差押えた場所を指す。

この司法解釈の第7条は次のように規定する。侵害行為実施地の異なる幾つかの被告に対して提起した共同訴訟は、原告はそのうち一人の被告の侵害行為実施地の人民法院を管轄法院として選択することができ、被告のうち一人だけを提訴する場合は、当該被告の侵害行為実施場所の人民法院が管轄権を有する。

また、最高人民法院の「訴訟前の登録商標専用権侵害行為の停止と証拠保全に適用する法律問題に関する解釈」の第2条は、次の通り規定する。

訴訟以前の登録商標専用権侵犯行為の停止命令、あるいは証拠保全の申請は、侵權行為の地あるいは被申請者の住所地の商標案件について管轄権のある人民法院に提出しなければならない。

同時に、この司法解釈の第 13 条は次のように規定する。申請者の不起訴、或いは申請の誤りが被申請者に損失を与えた場合、被申請者は管轄権のある人民法院に起訴し、申請人に賠償を請求することができ、また商標登録人或いは利害関係者が提起した登録商標専用権の侵犯の起訴中に、損害賠償の請求を提出することができ、人民法院は合わせて処理することができる。

著作権の民事事件について、最高人民法院の「著作権民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」の第 4 条は次の通り規定する。

著作権を侵害した行為によって提起した民事訴訟は、権利侵害行為の実施地、権利侵害複製品の貯蔵地或いは封印差押地、被告住所地の人民法院により管轄する。権利侵害複製品の貯蔵地とは、大量又は常に権利侵害複製品が貯蔵された場所を指し、封印差押地とは、税関、版權局、工商管理局などの行政機関が法に基づき権利侵害複製品を封印、差押えた場所を指す。

この司法解釈の第 5 条は次のように規定する：

侵害行為実施地の異なる幾つかの被告に対して提起した共同訴訟は、原告はそのうち一人の被告の侵害行為実施地の人民法院を管轄法院として選択することができ、被告のうち一人だけを提訴する場合は、当該被告の侵害行為実施場所の人民法院が管轄権を有する。

それと同時に、この司法解釈の規定に従い、著作権侵害の訴訟前に権利侵害の差し止め事件、及び訴訟前に証根保全事件の管轄は、商標権侵害の訴訟前に権利侵害を差し止め事件及び訴訟前に証根保全事件の管轄権規定を参照して処理する。

更に、最高人民法院の「コンピュータ・ネットワーク上の著作権紛争案件の審理における法律適用についての若干の問題に関する解釈」に、権利侵害地は、権利侵害行為が実施されたと訴えられたネットワーク・サーバー、コンピュータ・ターミナルなどの設備の所在地が含まれると規定する。権利侵害行為地と被告住所地が確定されるのが難しいときは、原告によって権利侵害内容が発見されたコンピュータ・ターミナルなどの設備の所在地は、権利侵害行為地と見なされることができる。

上記の定め以外に、植物新品種の権利侵害紛争事件には、被告の住所地又は権利侵害行為地の所属する省、自治区、直轄市の人民政府所在地または最高人民法院が指定した中級人民法院により管轄する。植物新品種の権利侵害紛争事件での権利侵害行為地とは、品種所有権者の許可なく、商業目的で当該植物新品種の繁殖材料を生産、販売する所在地、或いは当該の権利付与された繁殖材料は、繰返す他の品種の繁殖材料の生産に用いられる所在地を指す。

集積回路配線設計の専用権侵害紛争事件は、被告の住所地又は権利侵害行為地で所属する省、自治区、直轄市の人民政府の所在地又は所属する経済特区所在地、或いは所属する大連、青島、温州、佛山、煙台市の中級人民法院により管轄する。

その他の知的財産権侵害紛争事件は、権利侵害行為地又は被告住所地の人民法院により管轄する。

知的財産権の権利所属紛争事件は、被告住所地の人民法院により管轄する。

知的財産権の契約紛争事件は、被告住所地又は契約履行地の人民法院により管轄する。契約当事者は、協議して書面契約の中に、被告所在地、契約履行地、契約締結地、原告住所地、目的物所在地の人民法院を管轄法院として指定することができるが、クラス・レベ

ル管轄と専属管轄の規定に違反してはならない。

(三) 提供すべき証拠

特許権侵害紛争においては、原告はその特許権を有する証拠、例えば、特許証、明細書、要約書と最新年度特許料の納付証明書を提供すべきである。実用新案特許権侵害訴訟を提起した原告は、又は国务院特許行政部門により作成された検索報告書も提供すべきである。独占的实施許可契約の被許可者は、単独に人民法院に起訴することができる。排他的実施許可契約の被許可者は、特許権者と共同に起訴ことができ、特許権者が起訴しない場合、自ら訴訟を提起したりすることができるが、特許権者が権利侵害行為の発生を既に知り、起訴の放棄が明確され、或いは起訴しない証明材料を提供すべきである。原告は権利侵害に関する証拠も提供し、被告が既に特許権の侵害行為を実施した、或いはまもなく実施しようの証明を提供すべきである。損害賠償に関する証拠を提供して、その提出した賠償金額の事実根拠があることを証明する。

商標権侵害紛争事件においては、原告は商標権を有する証拠（商標登録証明書を含む）を提供すべきである。独占的实施許可契約の被許可者は、単独的に人民法院に起訴することができる。排他的実施許可契約の被許可者は、商標登録者と共同的に起訴することができる。商標登録者が起訴しない場合、自ら訴訟を提起することができるが、商標登録者が権利侵害行為の発生を既に知り、起訴の放棄を明確した、或いは起訴しない証明材料を提供すべきである。普通使用許可契約の被許可者は、商標登録者により授權された場合は、訴訟を提起することができる。原告は権利侵害に関する証拠も提供し、被告は既に商標権を侵害する行為を実施した、或いはまもなく実施しようの証明を提供すべきである、損害賠償に関する証拠を提供して、その提出した賠償金額の事実根拠があることを証明する。

著作権侵害紛争事件においては、原告は商標登録証明書を含む、それが著作権或いは著作権に関する権利を有する証拠、例えば、著作権に関する草稿、原件、合法出版物、著作権登記証明書、認証機構により作成された証明書又は権利を獲得した契約などを提供すべきである。原告は権利侵害に関する証拠も提供し、被告は既に著作権又は著作権に関する権益を侵害する行為を実施した、或いはまもなく実施しようの証明を提供すべきである。損害賠償に関する証拠を提供して、その提出した賠償金額の事実根拠があることを証明する。

注意すべき点は、最高人民法院の「民事訴訟証拠に関する若干規定」の第 11 条の規定により、当事者が法院に提供した証拠は、中国領域以外に形成されたものであれば、この証拠は所在国の公証機関により証明されるべきで、且つ、当該国駐中国の大使館または領事館により認証されるべきものである。或いは中国と当該国との間に締結した関連条約に定められた証明手続きを履行された。当事者が法院に提供した証拠は、香港、マカオ、台湾地区で形成されたものであれば、関連する証明手続きを履行すべきである。

(四) 訴訟前の権利侵害の差し止め

補い難い損害を避けるために、特許法、商標法と著作権法には、すべて訴訟前における権利侵害の指し止め制度が設けられた。

『特許法』第 61 条の規定に基づいて、特許権者又は利害関係者が、他人が権利侵害行為を行っている又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、即座に制止しなければ、その合法的権益が補填不能な損害を被る恐れがある場合、訴えを提起する

前に、人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう要請することができる。

人民法院は前款の申請を処理する際、『中華人民共和國民事訴訟法』第 93 条から第 96 条及び第 99 条の規定を適用する。

『著作権法』の第 49 条と『商標法』の第 57 条も類似の規定が設けられている。

当事者は事件の具体的な情況によって、法律及び相応の司法解釈に定めた条件と要求に基づき、訴訟前に権利侵害の差し止め申請を法院に提出することができる。

(五) 証拠保全

知的財産権事件の証拠獲得は異常に難しいので、法律及び司法解釈の規定に基づき、当事者が法院へ証拠保全を申請することができる。『民事訴訟法』の第 74 条の規定に基づいて、証拠が滅失される可能性があり、或いはその後に獲得しがたい場合は、訴訟の参加者は人民法院へ証拠保全を申請することができる。

権利侵害行為を制止するために、証拠が滅失される可能性があり、或いはその後に獲得しがたい場合、特許権侵害の紛争に対して、最高人民法院の司法解釈には、訴訟前の証拠保全制度が規定された。著作権と商標権侵害の紛争に対して、著作権法と商標法には、訴訟前の証拠保全制度が直接規定された。

『著作権法』の第 50 条は次のように規定する。

侵害行為を制止するに際し、証拠が喪失するおそれがあり又はその後に入手することが困難な情況において、著作権者又は著作隣接権者は訴えを提起する前に人民法院に証拠保全を請求することができる。

人民法院は当該請求を受理した後、必ず 48 時間以内に裁定を下さなければならない。当該裁定が保全措置を採る場合は、直ちに執行を開始しなければならない。

人民法院は申請人に担保の提供を命じることができる。申請人が担保を提供しないときは、当該請求を却下する。

人民法院が保全措置を採った後 15 日以内に、申請人が訴えを提起しないときは、人民法院は当該保全措置を解除しなければならない。

『商標法』の第 58 条も類似の規定もされた。

最高人民法院の「訴訟前に特許権侵害行為差止めの法律適用問題に関する若干規定」の第 16 条は、次のように規定する。人民法院は、訴訟前特許権侵害行為差止め措置を実施する場合、当事者の申立により民事訴訟法第 74 条の規定を参照し、同時に証拠保全を行うことができる。

当事者は事件の具体的な情況によって、法律及び相応の司法解釈に定めた条件と要求に従い、証拠保全又は訴訟前の証拠保全の申請を法院に提出することができる。

以上